

議案第 105 号

つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年つくば市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 9 条第 2 項中「前項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが管理者が定める基準に照ら

して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項」に改める。

第16条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して管理者が定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して管理者が定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第24条中「第5条、第7条及び第9条の規定は、」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条」を削り、「職員には」の次に「、第5条の規定は」を加える。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年つくば市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第39項中「、第7条及び9条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(単身赴任手当に関する経過措置)

2 改正後のつくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第9条第2項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(提案理由)

令和6年8月8日の人事院勧告に伴い国家公務員の給与における改正法が公布されたことを踏まえ、国家公務員に準拠し、手当の基準等の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年つくば市条例第44号）新旧対照表

（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第6条（略） （住居手当）</p> <p>第7条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第9条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>が居住するための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、管理者が定める額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員</p> <p>第8条（略） （単身赴任手当）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給す</u></p>	<p>第1条—第6条（略） （住居手当）</p> <p>第7条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第9条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____が居住するための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、管理者が定める額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員</p> <p>第8条（略） （単身赴任手当）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 <u>前項</u> _____ _____ _____ _____の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給す</p>

る。

第10条—第15条 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第16条 第4条の規定に基づく管理者が定める職を占める職員(次項において「管理職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して管理者が定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において管理者が定める額

(2) (略)

第17条—第23条 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第24条 _____地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項 _____
_____の規定により採用された職員には、第5条の規定は適用しない。

る。

第10条—第15条 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第16条 第4条の規定に基づく管理者が定める職を占める職員(次項において「管理職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間 _____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 _____とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において管理者が定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して管理者が定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

第17条—第23条 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第24条 第5条、第7条及び第9条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員には _____適用しない。

附則 (略)

附則 (略)

